

ウェブ開示によるみなし提供制度に関する 実態調査質問票

I 会社概要・回答御担当者について

1 御社名

【御回答欄】

--

- 2 必要に応じ、御回答内容に関してお問い合わせさせて頂くことは可能でしょうか。差し支えなければ、御担当者の方のお名前・御連絡先を教えてください。

- ① 部署・役職
- ② お名前
- ③ 御連絡先（電話番号、電子メール等）

【御回答欄】

--

II ウェブ開示によるみなし提供制度の利用実態に関する調査

- 1 ウェブ開示の対象とすることが認められている以下の各事項のうち、御社が、実際にウェブ開示の対象とした事項を御教示ください。なお、以下の事項のうちウェブ開示の対象とした事項がない場合には、その旨チェックいただくのみで結構です。

- * ここで「実際にウェブ開示の対象としたもの」とは、会社法施行規則第133条第3項及び会社計算規則第133条第3項によりウェブ開示の対象とすることが認められている事項に関して、ウェブ開示事項としてウェブ上での提供を行い、株主に発した招集通知には当該事項を掲載しなかった場合を対象としております（株主に発した招集通知に当該事項を掲載した上で、任意にウェブ上でも当該事項を掲載した場合は本調査の対象に含んでおりません。）。
- * なお、令和3年5月～同年11月、令和4年1月～同年9月及び同年12月～令和5年2月の期間中は、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置（会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2に定める時限措置）により、平時のウェブ開示では認められていなかった「貸借対照表」、「損益計算書」、「事業の経過及びその成果」又は「対処すべき課題」（監査役

等による監査報告及び会計監査報告を含みます)についても、ウェブ開示の対象とすることが認められております。

【御回答欄】(該当する□にチェック)

□以下の事項のうちウェブ開示の対象とした事項はない
(ウェブ開示の対象とした事項がある場合、以下の該当事項の□をチェック)

令和2年の定時株主総会について	令和3年の定時株主総会について
□連結貸借対照表 (※1)	□連結貸借対照表 (※1)
□連結損益計算書 (※1)	□連結損益計算書 (※1)
□役員の実任限定契約に関する事項 (※1)	□役員の実任限定契約に関する事項 (※1)
□貸借対照表 (※2)	□貸借対照表 (※2)
□損益計算書 (※2)	□損益計算書 (※2)
□事業報告記載事項のうち事業の経過及びその成果 (※2)	□事業報告記載事項のうち事業の経過及びその成果 (※2)
□事業報告記載事項のうち対処すべき課題 (※2)	□事業報告記載事項のうち対処すべき課題 (※2)
□監査役等による監査報告及び会計監査報告 (※2)	□監査役等による監査報告及び会計監査報告 (※2)

(※1) 平時のウェブ開示によるみなし提供制度の下ではウェブ開示によって株主に提供したものとみなすことができる事項とされている一方で、電子提供制度の下では書面交付請求をした株主に交付する書面への記載を省略することができないとされている事項

(※2) ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置によりウェブ開示の対象とすることが認められるようになった事項

2 御社が、上記1のとおりに対応とした経緯・理由を御教示ください。特に、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置によりウェブ開示の対象とすることが認められるようになった事項(上記※2)のうち全部又は一部をウェブ開示の対象としなかった場合には、その理由を御教示ください。

【御回答欄】

Ⅲ その他

- 1 平時のウェブ開示によるみなし提供制度の下ではウェブでの開示によって株主に提供したものとみなすことができる事項とされている一方で、電子提供制度の下では書面交付請求をした株主に交付する書面への記載を省略することができないとされている事項としては、「連結貸借対照表」「連結損益計算書」及び「役員の責任限定契約に関する事項」が挙げられます（上記※1）。これらの3つの事項について、電子提供制度の下で書面交付請求をした株主に交付する書面において記載をする場合に想定される実務上の問題点等があれば御教示ください。

* 電子提供制度における書面交付請求をした株主に対する書面に記載することを要しない事項については、会社法第325条の5第3項の規定による委任を受けて、会社法施行規則第95の4に規定されております。

【御回答欄】

御協力まことにありがとうございました。